平成 30 年 7 月 31 日

1 目的

この要領は、(仮称)新大田区観光振興プラン策定委員会(以下「委員会」という。)の会議録の取り扱いに必要な事項を定めることを目的とする。

2 会議録の作成

- (1)会議録は、会議終了後速やかに大田区観光・国際都市部観光課が作成する。
- (2) 会議の内容の記述は、以下の内容を含むものとする。
- ア 議題及び議事概要
- イ 出席した委員の氏名
- ウ 発言者及び発言内容
- エ その他委員長が必要と認めた事項
- (3) 発言者については匿名とし、委員、事務局等を区別し、発言された内容 においてはその要旨とする。

3 会議録の公開

- (1)会議録は、委員長の承認により公開する。
- (2)会議録の公開は、大田区ホームページへの掲載等において閲覧に供することにより行う。

4 その他の事項

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮り定めるものとする。